

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第10号)

平成21年6月11日

答 申 第 10 号

平成21年6月11日

尼崎市長

白 井 文 様

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会

会 長 村 上 武 則

公文書部分開示決定処分に対する異議申立てに係る
諮問について（答申）

平成20年7月30日付け尼保護第35054号の2による下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成20年7月2日付け尼保護第35038号の2による公文書部分開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問

以 上

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市長（以下「実施機関」という。）が平成20年7月2日付け尼保護第35038号の2で行った部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分」という。）のうち、非公開とされた平成20年5月7日付けケース記録中15行目から18行目までの部分は、本件部分開示決定処分の一部を取り消し、公開することが妥当である。その余の非公開とされた部分については、実施機関の判断は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成20年6月18日付けで尼崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により行った「平成20年3月1日から平成20年6月18日までの生活保護ケース記録（関係資料も含めて）」の保有個人情報開示請求に対し、実施機関が、条例第2条第4号に規定する「保有個人情報」として保有している「生活保護関係文書（ケース記録）」を開示請求の対象文書と特定したうえ、平成20年7月2日に行った本件部分開示決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書において次のように主張している。

黒く塗られているのがおかしい。（平成20年6月19日分）又自分の子供の事であれば親が同席するのは当然である。なので、黒く塗っている所を白く開示してほしい。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の不開示理由説明書及び意見聴取時の主張の要旨は、次のとおりである。

本件異議申立書に記載された趣旨及び理由は、文脈から察するに、平成20年4月22日付けケース記録のうち、二女の施設入所に伴う関係者会議における各機関、施設関係者の発言内容の公開を求めたものと解される。

この会議は、異議申立人の二女の施設入所が円滑に進むよう、本市障害福祉課等各機関、たじかの園等各施設関係者による情報交換を目的としたもので、もとより異議申立人の出席を求めていなかった。

当該ケース記録は、その担当者会議の議事録というべきものであり、参加者の発言内容を開示するとなれば、自由かつ率直な意見交換を阻害すると共に、意思決定の中立性が不当に損なわれたり、不当に市民の間に混乱が生じたりするおそれなどがある。

また、平成20年6月6日付けの記録も、市と兵庫県との間の意見交換に係る情報が記載されており、上記ケース記録と同様、開示すると自由かつ率直な意見交換を阻害すると共に、意思決定の中立性が不当に損なわれたりするおそれなどがある。

以上のことから、本件保有個人情報、条例第14条第6号の規定に該当する。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たっての本審査委員会の基本的な考え方

条例第14条においては、「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と保有個人情報の原則開示を規定している。

これは、条例第1条に規定する条例の目的「個人情報の取扱いについて必要な事項を定めるとともに、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」を保障するためである。

一方、条例第14条各号において不開示情報を規定し、条例の目的を保障することに対し、個人や法人の権利利益の保護や市政の適正かつ円滑な運営との調和を図っている。

そこで、以下では本件保有個人情報が、条例の目的と原則開示とする趣旨と照らすなか、明確かつ合理的な理由をもって不開示情報に該当するといえるのかを判断をしていくものとする。

2 条例第14条第6号該当性の判断(平成20年4月22日付けケース記録に係る部分について)

- (1) 実施機関は、本件部分開示決定処分により非公開とされた情報は条例第14条第6号に該当する旨主張する。同号においては、「本市の機関(指定管理者及び土地開発公社を含む。)国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定するところ、本件部分開示決定処分により非公開とされた情報のうち、平成20年4月22日付けケース記録に係る部分(6箇所)は、異議申立人の二女が重症心身障害者施設に入所するに当たり、当該施設が事前に情報収集を図るために開催された会議の議事録の実質を有するもので、会議の趣旨から勘案して、各機関や施設関係者の発言は公開されないことを前提になされたものと認められる。

仮に、この会議における関係者の発言内容が開示されることになると、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれたり、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

したがって、平成20年4月22日付けケース記録に係る部分(6箇所)については、条例第14条第6号に規定する「本市の機関(指定管理者及び土地開発公社を含む。)国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」の関係者の発言である箇所、すなわち、「尼崎市障害福祉課」の関係者の発言が記載された部分(平成20年4月22日付けケース記録のうち、17行目から21行目までの部分)、「たじかの園」の関係者の発言が記載された部分(平成20

年4月22日付けケース記録のうち、23行目から25行目までの部分)、「兵庫県立こども病院」の関係者の発言が記載された部分(平成20年4月22日付けケース記録のうち、27行目から次頁の4行目までの部分)、「西宮こどもセンター」の関係者の発言が記載された部分(平成20年4月22日付けケース記録のうち、10行目から12行目までの部分)については、本件部分開示決定処分は妥当であると判断する。

- (2) 本件部分開示決定処分により非公開とされた平成20年4月22日付けケース記録に係る部分(6箇所)のうちには、条例第14条第6号に規定する「本市の機関(指定管理者及び土地開発公社を含む。)国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に該当しない法人の関係者の発言に係る情報が含まれている。すなわち、社会福祉法人である「のぎく療育園」の関係者の発言が記載された部分(平成20年4月22日付けケース記録のうち、次頁の6行目から8行目までの部分)及び同じく社会福祉法人である「医療福祉センターきずな」の関係者の発言が記載された部分(平成20年4月22日付けケース記録のうち、次頁の15行目から17行目までの部分)の2箇所である。

実施機関が、本件部分開示決定処分を行うに当たって、条例第14条第6号を根拠に上記2箇所を非公開としたことについては、非公開となるべき条文のあてはめを誤った不備があることは明らかである。

しかしながら、社会福祉法人に係る情報が適用になる条例第14条第4号イにおいては、「実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開情報とする旨の規定が置かれている。

もともと上記のようなケース会議は非公開を前提に開催されるものであり、平成20年4月22日に開催された会議における関係者の発言内容が開示されることになると、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれたり、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる以上、上記2箇所の情報については、実質的には条例第14条第4号イに規定する「開示しないと条件が付された情報」であると解され、適用条文の当てはめに不備はあるものの、結果として実施機関が行った本件部分開示決定処分は妥当であると判断されるので、その取消しの必要性は認められない。

- (3) 以上のように、平成20年4月22日付けケース記録の一部を非公開とした本件部分開示決定処分は、妥当であると判断する。

3 条例第14条第6号該当性の判断(平成20年5月7日付けケース記録に係る部分について)

- (1) 本件部分開示決定処分により非公開とされた情報のうち、平成20年5月7日付けケース記録に係る部分は、異議申立人、同人の妻、同人の義母が福祉事務所に来所した際に、異議申立人と同人の妻が大阪市立大学医学部附属病院への通院を事実上断られた等の異議申立人自身が既知の事実を単に記載しているにとどまるものであり、当該情報は条例第14条第6号に規定する非公開情報に該当するものとは認められない。

- (2) よって、この部分については、実施機関には条例の解釈を誤った違法があると認められるので、本件部分開示決定処分の一部を取り消し、この部分を開示すべきものと判断する。

4 条例第14条第6号該当性の判断（平成20年6月6日付けケース記録に係る部分について）

- (1) 本件部分開示決定処分により非公開とされた情報のうち、平成20年6月6日付けケース記録に係る部分は、異議申立人の二女の入院雑費に係る一時扶助申請について、市が兵庫県社会援護課の意見を求めた際の当該意見に係る情報が記載された部分である。

当該情報の前後に記載された日付から推測して、異議申立人は既にその内容を知っているものと考えられるが、生活保護法を運用していく上で、市と兵庫県の間において意見交換を行う機会があると認められるところ、当該意見交換の内容を記載した公文書において、担当者個人の名前が記録されている場合にそれを開示することは、関係機関の間における率直な意見の交換に支障を及ぼし、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じると認められるので、当該情報は条例第14条第6号に規定する非公開情報に該当するものと認められる。

- (2) よって、平成20年6月6日付けケース記録の一部を非公開とした本件部分開示決定処分は、妥当であると判断する。

5 結論

上記の理由により、本審査委員会は、「第1 本審査委員会の結論」に記載のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、本審査委員会の第1部会において審議を行ったものである。

以 上

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成20年7月30日	・ 諮問書を受理
平成20年8月14日	・ 審査委員会第1部会に付託
平成20年9月5日	・ 審議 ・ 実施機関から意見聴取
平成20年10月29日	・ 審議
平成21年3月25日	・ 審議
平成21年6月11日	・ 答申

審査委員会第1部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
むらかみ たけのり 村上 武則	近畿大学法科大学院教授	部会長
さかい みちよ 坂井 希千与	弁 護 士 (みらい法律事務所)	
つくい すずむ 津久井 進	弁 護 士 (芦屋西宮市民法律事務所)	